

# 「いじめ防止対策基本方針」

坂井市立坂井中学校

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明確にするとともに、いじめの防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校は、教育活動全体を通じ、日頃からすべての生徒に「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは人権問題である」ことへの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに努めます。

また、未然防止の観点から、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことで、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをめざします。

そして、早期発見・早期対応の視点から、教職員のいじめに関する正しい認識と共通理解・共通行動も不可欠です。そして、すべての生徒によりよく生きる力を育成するためにも、この基本方針に掲げる行動計画を実行していきます。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校では、生徒一人ひとりが他者に対する理解を深め、互いに信頼し合う態度を育成するため、生命や人権を大切にし、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさに気付く人に育てることを重視します。
- (2) 本校では、すべての生徒に対し、いじめを認識しながら、見捨てない見逃さないこと、さらに、いじめは絶対に許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めていきます。
- (3) 本校では、誰もが安心して落ち着いて学校生活を送れるよう、万が一問題が生じた場合はそれらの問題を解決していくため、外部機関との協力や連携を図り、当該生徒への適切な対応に努めていきます。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをさします。（いじめ防止対策推進法 第2条）

### いじめの基本認識（全職員が共通認識していること）

- いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得ることである。
- いじめは、学校・教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- いじめは、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは、日々の教職員の目配り・気配り・心配りが大切であり、生徒指導によって防止できる問題である。

- いじめは、教職員一人ひとりが、生徒の抱えるさまざまな問題にしっかりと向き合うことで防止できる問題である。
- いじめは、大人には気づきにくいところでおこなわれていることが多いこと。
- いじめは、特定の教職員で問題を抱えこむことなく、組織的な対応を機能的に行うことが重要である。
- いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示します。それは、生徒に学校生活を送る上での安心感を与えることは、いじめの加害行為の抑止につながるからである。

### 3 いじめの防止等のための対策となる取組み

#### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

学校のさまざまな機会に、生徒一人ひとりを「認める」ように努める。学級活動以外にも、学校行事、生徒会活動、部活動、清掃活動など普段から目を配り、声かけをして、良いところや頑張っているところを称揚していきます。

#### (2) 未然防止のための取組み

##### ①学校と家庭、地域の連携に立った開かれた学校づくり

- ・ 「開かれた学校」の観点に立ち、いじめの対処方針や年間指導計画など、いじめ防止対策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等に理解や協力を求めます。
- ・ 体験学習（職場体験、ボランティア体験、福祉体験等）を充実させ、社会体験活動の充実を図っていきます。
- ・ 学年懇談会の実施や学校開放日を設定し、保護者の意見や情報を受け止めながら、つねに連携していく姿勢を取ります。
- ・ 必要に応じてSC、SSW、ライフパートナー、適応指導教室などの外部人材の活用や警察、児童相談所などの関係機関との連携を図りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

##### ②「心の居場所づくり」「絆づくり」の場としての学校づくり

- ・ 生徒、保護者が気軽に相談できる体制を整え、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」を進めます。
- ・ 生徒会が主体となって行ういじめ防止に向けた運動や全校での交流活動など、協同的な活動を通して、互いに認め合い励まし合う「絆づくり」ができる場を準備していきます。
- ・ 学級、学年レクリエーションやグループエンカウンターなど学級活動を行い、生徒一人ひとりの良さを認めた温かい学級づくりに努めます。
- ・ 学校行事等については各学年部会で系統的、継続的に取組みを考え、教務部と調整しながら、年間計画に位置づけていきます。

##### ③集団適応力の育成に向けた道徳教育や特別活動の充実

- ・ 人間性豊かな心を育む道徳教育を推進し、福井県版「心のノート」を活用しながら、発達段階に応じた指導を計画的に実施していきます。
- ・ 生徒たちが人の心の痛みを思いやることができるよう、人権意識の啓発に努め、偏見や差別を許さず、互いの価値を認められるような豊かな人間性や社会性を育んでいきます。

#### ④夢を広げ、目的意識を育てる指導の工夫改善

- ・ 人のために役立つ喜びや人とのつながりを感じる心豊かな生徒の育成の取組みとして、キャリア教育の充実を図ります。
- ・ 自己の役割を果たすことによって責任感や連帯感を育てる部活動の充実を図ります。
- ・ 生徒会も巻き込んだ校則（スクールライフ）の見直しを図ります。

#### ⑤自ら学ぶ意欲を高める学習面の工夫改善

- ・ すべての生徒が参加し、活躍できるための授業改善を図っていきます。「自己存在感」や「共感的人間関係」のある授業づくりのあり方について公開授業や授業研究を行い、規律ある、楽しく分かる、生徒同士の学び合いができる教育に努めます。授業改善を図るため、研究部・学習部で授業研究を推進していきます。
- ・ 厳しく、丁寧な学習指導に努め、家庭学習や補充指導の充実を図るとともに、日々の宿題、長期休業中の課題について工夫改善に努めます。

#### ⑥校種間連携など発達段階に応じたきめ細かい配慮

- ・ 町内4校の小学校6年生を対象とした小中連携交流事業を継続することで、中学校の現状を理解し、他の小学生との交流を深め、独自性のある取り組み工夫していきます。

#### ⑦情報モラルに関する取り組み

- ・ 校内において生徒・保護者を対象とした「情報モラル教室」や「ひまわり教室（防犯教室）」の活用や問題解決に向けて、保護者や家庭との連携を推進していきます。

（通信機器の管理）

- ・ ネット上に他人の悪口や嫌がらせを書き込むことは、犯罪であることを指導していきます。

（侮辱罪、名誉毀損罪）

- ・ ネット上の不適切な書き込みについては、直ちに削除する措置を執るようにしていきます。

（プロバイダに対して要求）

- ・ 必要に応じては、警察や法務局および地方法務局へ協力要請を行います。

（関係機関へ協力要請）

- ・ 坂中スマートルールを徹底し、保護者への啓蒙を図りながら、規範意識を高めていきます。

（坂中スマートルール）

#### ⑧いじめ対策の学校評価

- ・ いじめの発生状況、取り組み状況などを学校評価の評価項目に位置付け、いじめ対策の達成目標を設定し、目標達成状況を評価する。

### （3）いじめの早期発見

#### ○自己チェックの活用

##### ①日記（ライフ＜明日に向かって＞）の活用

- ・ 1日の学習生活や日常生活を振り返らせる日記（ライフ）を活用していきます。
- ・ 学期はじめに「スタートチェック」で、アンケートを行う。

#### ○保護者に対するいじめ調査の実施

- ・ 保護者向けに「悩み・いじめ調査」を実施し、いじめ等の早期発見に努めていきます。

#### ○教育相談体制の充実

- ・ 学期ごとに教育相談週間を設け、個別に面談を通して悩みを聞き取ります。生徒が話しやすい雰囲気をつくり、まずは生徒との人間関係を築く。

○個人状況・学校対応状況シートの作成

- ・ 3日以上の欠席者を各担任が把握するとともに、些細な兆候も見逃さない手立てを考え、報告体制を確立します。

○教職員に対するいじめ調査の実施

(4) いじめの早期対応

①いじめの事実確認

- ・ 担任だけでなく学年で、いじめについて「いつ」「どこで」「だれが」「だれを」「どんなことに」「どうしたのか」について、いじめを受けた側・いじめをした側から事実を確認する。
- ・ いじめを受けている生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係などから情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ・ いじめの兆候を発見した場合においては、決して問題を軽視することなく、必要な対応をすること。

②いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底させることを前提に、いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為である認識を、生徒に持たせる。
- ・ いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えらるる生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
- ・ いじめられている生徒への心のケアに、担任、教育相談担当は特に心がける。
- ・ いじめの事実確認の上、事情をすみやかに保護者に連絡し、今後の対応について相談し、保護者の納得のいく指導に心がける。

③いじめを行った生徒に対する指導とその保護者への助言

- ・ いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめを行う生徒に対しては、一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合もある。
- ・ さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめる生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。
- ・ いじめを行う生徒の保護者には、学校側の対応に対し、十分な共通理解をもつことが大切である。

(5) いじめによる重大事故への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・ 重大事態が発生した旨を市教育委員会そして市長に速やかに報告します。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。
- ・いじめ被害者及びその保護者へ、いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか、などの経過を報告します。その際、プライバシー保護には十分配慮します。
- ・加害者への成長支援の観点を位置づける。

## 4 いじめの防止等のための組織

### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長(東川), 教頭(浅野), 教務主任(林田), 生徒指導主事(黒川)

学年主任(1学年:藤田, 2学年:後藤, 3学年:向川)

養護教諭(中嶋), 教育相談担当(橋本一)等

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画, 実践, 振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換, 連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・構成員に外部人材(弁護士・警察官経験者など)の参画を促す。

### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事, 学年主任, 担任, 副担任, 教育相談担当, 養護教諭,  
スクールカウンセラー等

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携
- ・いじめ基本方針の見直しやいじめに関する校内研修を行う。